

# 滋賀県知事選挙

**投票日 7月2日(日)** 午前7時から午後8時まで

滋賀県知事選挙が7月2日に執行される予定です。選挙は、有権者の声を直接政治に反映することができる大切な機会です。あなたの一票が今後の滋賀県のまちづくりを進めるための大切な1票になります。安易に棄権せずに投票に出かけましょう。

## 選挙人名簿登録者数について

甲賀市における選挙人名簿登録者数は、平成18年3月2日現在で下記のとおりです。

男	女	合計
35,504人	37,442人	72,946人

## 選挙権と名簿登録について

投票できる方は、年齢20歳以上の日本国民で、3ヶ月以上甲賀市に住居登録している方になります。

滋賀県知事選挙	年齢要件	住所要件
	昭和61年7月3日以前に生れた方	平成18年3月14日以前に転入届をした方

注) 期日前投票の期間中に20歳になられる方で、20歳になられるまでの間に投票される場合は期日前投票ではなく不在者投票になりますのでご注意ください。

## 住民異動者の選挙権について

平成18年3月14日までに転出し、新しい住所地で転入届を出した場合は、新しい住所地で投票することになります。(前の住所地では投票できません)

甲賀市で選挙人名簿に登録されている方が、平成18年3月15日以降に滋賀県内の他の市町へ転出した場合は、引き続きその住所地で居住している場合のみ、甲賀市で投票することができます。ただし、住民登録窓口で発行する「引続き滋賀県の区域内に住居を有する旨の証明書」が必要です。(証明手数料は無料です。証明書の発行は、原則月曜日から金曜日の9:00から17:00までです。)

## 不在者投票について

施設や病院に入居や入院されている歩行が困難な方は、その施設内で不在者投票をすることができます。できる日時や詳細については、施設のほうでご確認してください。なお、投票に関するお問い合わせは、選挙人名簿に登録されている市町村選挙管理委員会にお願いします。

また、仕事や勉強のため、選挙人名簿に登録されているところ以外に現在居住されている方は、投票用紙を選挙人名簿のある市町村選挙管理委員会へ請求してください。投票用紙を送付しますので、必ず開封することなく、現在居住しているところの選挙管理委員会に持参して、その場で不在者投票してください。

選挙に関するお問い合わせは、下記の甲賀市選挙管理委員会事務局までお願いします。

甲賀市選挙管理委員会 TEL 65-0667  
FAX 63-4554

## 期日前投票について

下記のとおり期日前投票を行いますので、投票当日、業務や旅行などで投票に行けない方は、ご利用ください。(どの場所でも投票をすることはできます。)

**期 間** ■平成18年6月16日(金)から7月1日(土)まで  
**時 間** ■8:30から20:00まで  
**場 所** ■甲賀市役所 水口庁舎 2階会議スペース TEL 65-0667

次の支所でも期日前投票ができますが、投票のできる期間や時間が水口庁舎とは異なりますのでご注意ください。

**期 間** ■平成18年6月24日(土)から7月1日(土)まで  
**時 間** ■8:30から18:00まで  
**場 所** ■甲賀市役所 土山支所 1階玄関横スペース TEL 62-1102  
甲賀市役所 甲賀支所 1階会議室 TEL 88-4102  
甲賀市役所 甲南庁舎 1階会議室 TEL 86-8010  
甲賀市役所 信楽支所 1階玄関横スペース TEL 82-1121

**持参品** ■お手元に届いていれば、入場券をご持参ください。

## 郵便による不在者投票について

次に該当する方は、郵便により自宅にて不在者投票することができます。

- 1 身体障害者で、身体障害者手帳に両下肢等の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者身体障害者手帳に心臓、腎臓等の障害の程度が1級又は3級である者として記載されている者身体障害者手帳に免疫の障害の程度が1級から3級までである者として記載されている者
- 2 戦傷病者で、戦傷病者手帳に両下肢等の障害の程度が特別項症から第2項症までである者として記載されている者戦傷病者手帳に心臓、腎臓等の障害の程度が特別項症から第3項症までである者として記載されている者
- 3 介護保険法の要介護者で、要介護状態区分が要介護度5である者として記載されている者

ただし、郵便により投票しようとする場合は、事前に登録する必要があり、また、この登録に時間を要することから、できるだけ早めに下記の選挙管理委員会まで、お問い合わせをお願いします。

注) 郵便による投票は、申請をされた登録者ができる制度ですので、登録をされておられない方は、上記の事由に該当いたしましても郵便による投票をすることはできません。

## 投票所について

滋賀県知事選挙では、ご自宅に郵送します投票入場券に投票所の名称と略図を記載しておりますので、参考にしてください。